＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

社会保険労務士法人エイチ・アール・エム
メールマガジン
平成19年8月10日号　VOL8

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

お待たせいたしました！弊社メールマガジン8月号です。

前回のメールマガジンはいかがでしたか？

幹部社員の競業他社への転職を一定期間制限する社内規程が有効だという判決が出て、従来は「あまり実効性はないけれど、従業員に対する抑止力が働けばいい」という程度で就業規則に記載していた競業避止義務の整備が、より重要なものとなりました。

また、それ以上に重要なことが、賃金、働き甲斐、組織風土を改善し、同業なら他社へ移りたくないという会社を作り上げることだと、お伝えさせていただきました。

規定等で会社を守ることも重要ですが、社内に「働き甲斐のある職場作り実行委員会」などを作り、毎月1回でも、社内で話しあう場を設けてみてはいかがでしょうか。

「何か」が変わると思います。

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
8月以降のセミナー案内
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

8月22日（水）、伊丹商工会議所様にて「就業規則セミナー」を開催いたします。

内容は、
1．真面目な従業員が安心して働けるための就業規則
2．問題社員から会社を守るための就業規則
について、「ここだけの話」を交えながら、お話させていただきます。

参加特典としまして、「無料就業規則診断」を行わせていただきます。

参加申込は、下記から参加申込書をダウンロードしていただき、伊丹商工会議所様までお願いします。
http://www.itami.jp/t/2007/070822shugyokisoku.pdf

※お席の方は残りわずかとなっていますので、お早めにお申込ください。

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
第8回コラム「企業のメンタルヘルス対策～その１～」
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

最近、弊社におきましてもメンタルヘルス関係の相談が非常に多くなっています。６月１５日に閣議決定された平成１９年度『障害者白書』によると、精神障害のある人は全国で約303万人と報告されています。これは日本国民の約2．４%にあたります。言い換えますと、国民の42人に1人は精神障害を抱えているということになります。

また、5月１９日に厚生労働省から『平成１８年度における過労死事案および精神障害にかかる労災決定件数』が発表されました。

その資料によりますと、労災請求・支給決定件数の推移は平成１８年度の精神障害関係の請求件数は８１９件で、前年度（６５６件）に比べて１６３件（２４．８%）増加し、また支給決定件数は205件であり、前年度（１２７件）に比べて78件（61．４%）増えています。

このうち、平成１８年度の自殺（未遂も含む）にかかる労災補償は、請求件数が１７６件、支給決定件数が66件であり、前年度と比べて請求件数は29件（19．7%）、支給決定件数は24件（57．1%）増えたとのことです。

また、平成18年度の精神障害等の業種別の支給決定件数は、製造業（３８件）が最多であり、医療・福祉（２７件）、運輸業、卸売・小売業がそれぞれ２０件、建設業（１９件）、情報通信業（１３件）、飲食店、宿泊業（１０件）と続き、いずれも前年度に比べて増加しています。

職種別の支給決定件数に関しては、専門技術職（６０件）が最も多く、前年度を２０件上回っています。以下、事務職（３４件）、技能職（３３件）、管理職（２４件）、サービス（１７件）、運輸・通信従事（１６件）と、いずれも前年比増となっています。

年齢別の請求・支給決定件数は、３０歳代が最も多く（請求２８３件、支給決定８３件。以下同様）、全体の4割を占めています。２０歳代は（１９１件、３８件）、４０歳代は（１８３件、３６件）、５０歳代は（１３２件、３３件）、６０歳代は（２５件、１４件）でありました。

以上のようなことから企業においての安全衛生対策は、今までのような「身体の健康対策」だけではなく「心の健康対策」が必要不可欠になっているといえましょう。

では、企業はどのような対策を講じるべきなのでしょうか。私は『４つのケアと2つの備え』が必要であると考えます。

まず、『4つのケア』という点から述べたいと思います。

平成12年8月に労働省から「事業場における労働者の心の健康づくりの
ための指針」がだされています。
http://www2.mhlw.go.jp/kisya/kijun/20000809_02_k/20000809_02_k.html#gaiyou

この指針によると、
（1） セルフケア（労働者が自ら行うストレスへの気づきと対処）
（2） ラインによるケア（管理監督者が行う職場環境等の改善と相談への対応）
（3） 事業場内産業保健スタッフ等によるケア（産業医等による専門的ケア）
（4） 事業場外資源によるケア（事業場外の専門機関によるケア）
が必要であるとしています。

私は企業の対策として、上記の中で特にラインによるケアの対策が必要
であると考えます。この指針によると、ラインによるケアの具体的な対策と
して以下の4点をあげています。

① 管理監督者は、作業環境、作業方法、労働時間等の 職場環境等の
具体的問題点を把握し、改善を図ること。
② 管理監督者は、個々の労働者に過度な長時間労働、過重な疲労、
心理的負荷、責任等が生じないようにする等の配慮を行うこと。
③ 管理監督者は、 日常的に、労働者からの自主的な相談に対応する
よう努めること。
④ 事業者は、管理監督者に対する心の健康に関する教育研修等を行う
こと。

企業全体としての長時間労働対策、また、管理職が役割を果たすことに
より、少しでもそのリスクを回避する必要があるのではと考えます。
そのようなことから管理職教育が不可欠であるといえるでしょう。
（来月号につづきます。）

今月は宮川弘之が担当しました。

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
勉強会のご案内
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

弊社では、弁護士の先生と共同で、2つの経営者向け勉強会を開催
いたしております。

両勉強会とも各方面から各分野の専門家を講師に招き、経営者として
幅広い知識を身に付けていただくと共に、会員同士の親睦を深めていた
だくことを目的としています。

■大阪市内及び近辺の製造業様へは「製造業務研究会」

【研究会の目的】
研究会を通じていろいろな情報交換をさせていただき、経営・法務・労務
その他の経営に関する問題について専門的に研究を図ることです。
大阪市内を会場とし、2～3ヶ月に1回、例会を開催し、多方面から各分野
の専門家を講師に招き、経営者として幅広い知識を身に付けていただくと
共に、会員同士の親睦を深めていただいております。

【参加資格】
1．製造業であること
2．株式会社（有限会社を含む）その他法人企業の代表者、経営幹部
（管理職）であること
3．コンプライアンス（遵法）精神をお持ちであること

【次回の開催日時】
9月頃を予定。14：00から17：00

■阪神間の企業様（業種問わず）へは「未来経営研究会」

【研究会の目的】
研究会を通じていろいろな情報交換をさせていただき、経営・法務・労務
その他の経営に関する問題について専門的に研究を図ることです。
尼崎市内を会場とし、3～4ヶ月に1回、例会を開催し、多方面から各分野
の専門家を講師に招き、経営者として幅広い知識を身に付けていただくと
共に、会員同士の親睦を深めていただいております。

【参加資格】
1．阪神間の企業であること
2．株式会社（有限会社を含む）その他法人企業の代表者、経営幹部
（管理職）であること
3．コンプライアンス（遵法）精神をお持ちであること

【次回の開催日時】
9月頃を予定。18時30分から20時30分

詳細につきましては、弊社までお問い合せください。
www.hrm-t.com/000.html

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
事務所ニュース
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

弊社では、人事労務情報満載の事務所ニュースを、毎月1回発行いた
しております。

本メールマガジンと併せてご愛読いただければ、以下のうれしい？

特典つきです。

1. 最近話題の人事労務関連のトピックスがわかりやすくご覧いただけます。
2. まだまだ知られていない社会保険労務士の守備範囲も、皆様にご紹介していきます。

事務所ニュースのことをもっと知りたい！という方は、以下からどうぞ
http://www.hrm-t.com/010.htm

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
編集後記
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

明日からお盆休みに入られる企業様が多いと思いますが、お盆休みの扱いは「休日」ですか？「休暇」ですか？
（不明な場合は、就業規則を確認してみてください。）

「休日」とは、週末休みの会社で言えば土・日のように「もともと労働義務のない日」のことをいいます。
「休暇」とは、有給休暇や慶弔休暇など「労働義務がある日」を原則、従業員の申出によりお休みにすることです。

休日か休暇によって、割増賃金単価の計算基礎が違ってきますので、キチンと払っているつもりでも、知らないうちに未払いが発生していることもあります。

ご不明、ご心配な点は、弊社までお問い合わせください。

****
＝発行責任者＝
社会保険労務士法人エイチ・アール・エム
副代表 社会保険労務士 高田 和彦
☑伊丹事務所 〒664-0858
伊丹市西台1-3-5 伊丹駅前サンハイツ210
TEL 072-775-4404 FAX 072-775-4405
□大阪事務所 〒531-0072
大阪市北区豊崎2-9-7 サンロードビル1F
TEL 06-6376-8670 FAX 06-6376-8671
mailto:takada@hrm-t.com
www.hrm-t.com
****